

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

【令和6年11月1日以降の入札公告から適用】

- ① 簡易型総合評価落札方式の導入
- ② 得点配分の見直し
- ③ 評価項目及び評価基準の見直し
- ④ 入札公告・入札説明書の見直し
- ⑤ 電子調達システムによる電子契約の開始

森林整備第一課 企画係
資源活用第二課 生産係

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○改正の背景とその概要

造林事業及び素材生産事業の役務調達における入札・契約手続きについては、農林水産省における「**農林水産省調達改善計画**」における重点的な取組として、総合評価落札方式において提出書類を軽減するなど資料作成等に係る事業体の負担軽減に取り組むこととしている。

このため、林野庁では造林事業及び素材生産事業において、新たに「**簡易型総合評価落札方式**」を導入することとし、これまで作成・提出していた技術提案書の評価項目のうち、事業計画に係る評価を省略することができるように改正する。

さらに、必須とする評価項目を見直すことで、技術提案書に係る提出書類を軽減し、事業体の負担軽減を図ることとする。

▶【民側の負担を軽減する措置】

併せて、得点配分等を見直し、技術審査・評価業務の効率化による入札・契約手続きの迅速化・効率化を図ることとする。

▶【官側の入札等手続きの迅速化と効率化】

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○改正のポイント

- ① 「簡易型総合評価落札方式」の導入
- ② 得点配分の見直し
- ③ 評価項目及び評価基準の見直し
- ④ 入札公告・入札説明書の見直し
- ⑤ 電子調達システムによる
電子契約の開始

○適用の開始日

令和6年11月1日以降の入札公告から適用
(令和6年度の補正予算による事業入札公告から適用の見込み)

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○改正の具体的内容

①簡易型総合評価落札方式の導入

▶ 総合評価落札方式の種類は下記の2種類とする。

標準型

※従来どおりの総合評価落札方式

- ・ 技術的な工夫の余地が大きく、競争参加者に特定の技術課題について技術提案を求めることにより、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に比べ品質向上が期待される事業

簡易型

※新設

- ・ 総合評価落札方式により実施する造林事業及び素材生産事業であって、技術的な工夫の余地が比較的少ない一般的な事業、さらには難易度も低いもので簡易な技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される事業

ただし、「**造林と素材生産との一貫作業**」と「**複数年度にわたる事業**」については技術的な工夫の余地が大きいと判断し、**標準型**で実施するものとする。

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

○実際の手続きの流れについて

▶ 入札・落札・契約の方式の種類は下記の3種類とする。

一般競争
入札

※変更なし

総合評価落札方式
標準型

※変更なし

総合評価落札方式
簡易型

競争参加資格確認申請書の提出

技術提案書の提出

簡易型：②③様式2と
様式2-1の提出省略

	標準型	簡易型
①提出文書：様式1	○	○
②事業計画上の考慮事項等：様式2	○	×
③事業計画の工程管理：様式2-1	○	×
④企業の事業実績等：様式3及び3-1	○	○
⑤配置予定技術者の資格・経験：様式4	○	○
⑥賃上げ実施の表明：様式5-1又は5-2	○	○

最低価格
落札方式

「価格」と「価格以外の要素」
を総合的に判断する落札方式

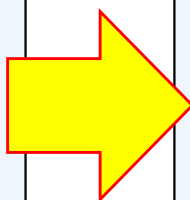
(注1) 事業期間が複数年にわたる場合は各年度ごとに作成を行う。
(注2) 初年度及び2年度については毎年度1回以上の部分払（部分検査）を計画し、その時期を明示すること。また、最終年度は完成払（完了検査）の時期を明示すること。
(注3) 年度ごとの間伐等予定区域、路網整備予定路線及び植付が判読できる図面を添付すること。

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

②得点配分の見直し

現 行

- ① 標準点：100点
 - ② 加算点：244点
(加算点の内訳)
 - ア 事業計画：110点
 - イ その他：134点
- 計：344点



改正後

- ① 標準点：100点
 - ② 加算点：標準型 55点～100点【100点】
：簡易型 43点～80点【66点】
(加算点の内訳)
※ 改正前の「ア事業計画」と「イその他」
で区分しない
- 計 標準型 200点 簡易型 166点

○総合評価落札方式における得点配分の公表について

・ 国有林野事業における総合評価落札方式の入札手続については、各種通知により運用されているが、入札説明書等による評価項目、評価基準及び配点の公表に当たっては、公平かつ透明性のある競争を行うため、その内容をできるだけ詳細かつ具体的に示すことが求められているので本改正から評価項目ごとの得点配分を公表する。

③評価項目及び評価基準の見直し

○評価基準（造林・素材生産事業に係る総合評価落札方式における得点配分の見直しについて）

評価項目		【改正後】	標準型	簡易型
			配点	配点
事業計画	簡易な事業計画の妥当性・適切性		15	評価 省略
	一貫作業における効率化の工夫（一貫作業の場合に限る）		9	
	複数年度にわたる事業における効率化の工夫や 一貫作業における植栽計画の明確化による、 種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献 （複数年度にわたる場合に限る）		6	
企業の 事業実績	事業成績評定点（過去2年間の平均）		4	4
	事業に関する表彰実績（過去10年間）		1	1
	本店、支店又は営業所の所在地の有無		1	1
	同種事業の実績（過去15年間）		3	3
	低入札の有無		2	2
	立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して 契約した取組実績（過去3年間）		3	3
	森林作業道作設技術（過去2年間の平均）		4	4
配置予定 技術者 （現場代 理人）等 の能力	配置予定技術者の事業経験（過去15年間）		2	2
	配置予定技術者等の保有資格		1	1
	配置予定技術者等の研修等の受講状況		1	1
	配置予定技術者の継続教育（CPD）の有無		1	1
地域へ の貢献	国土緑化活動に対する取組		2	2
	災害協定の有無		1	1
	ボランティア活動の実績の有無		2	2
	エゾシカ被害対策への取組		2	2
	地域の民有林管理への貢献の取組		5	5
	作業員の地元雇用		1	1
	若者の新規雇用や育成への取組		2	2
企業の 信頼性	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		1	1
	賃上げの実施を表明した企業等		10	6
	伐採・造林に関する行動規範の策定		1	1
	月給制への対応		2	2
	働き方改革の取組		5	5
	安全対策（過去2年間）		6	6
	林業経営体登録の有無		1	1
	作業員の雇用形態		2	2
	労働福祉の状況		2	2
	不誠実な行為の有無（過去2年間）		2	2
	（削除）	-	-	-
	合計		100	66

評価項目		【現 行】
事業計画	簡易な事業計画の妥当性・適切性	
	一貫作業における効率化の工夫（一貫作業の場合に限る）	
	複数年度にわたる事業における効率化の工夫や 一貫作業における植栽計画の明確化による、 種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への貢献 （複数年度にわたる場合に限る）	
企業の 事業実績	事業成績評定点（過去2年間の平均）	
	事業に関する表彰実績（過去10年間）	
	本店、支店又は営業所の所在地の有無	
	同種事業の実績（過去15年間）	
	低入札の有無	
	(新設)	
	森林作業道作設技術（過去2年間の平均）	
配置予定 技術者 （現場代 理人）等 の能力	配置予定技術者の事業経験（過去15年間）	
	配置予定技術者等の保有資格	
	配置予定技術者等の研修等の受講状況	
	配置予定技術者の継続教育（CPD）の有無	
地域へ の貢献	国土緑化活動に対する取組	
	災害協定の有無	
	ボランティア活動の実績の有無	
	エゾシカ被害対策への取組	
	地域の民有林管理への貢献の取組	
	作業員の地元雇用	
	(新設)	
企業の 信頼性	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	
	(移設)	
	伐採・造林に関する行動規範の策定	
	月給制への対応	
	働き方改革の取組	
	◎安全対策（過去1年間）	
	◎林業経営体登録の有無	
	◎作業員の雇用形態	
	◎労働福祉の状況	
	◎不誠実な行為の有無（過去2年間）	
賃上げ 実施加 点	◎賃上げの実施を表明した企業等	

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

④ 入札公告・入札説明書の見直し

(1) 総合評価落札方式の場合に「標準型」又は「簡易型」の明記
・ 入札公告及び入札説明書の冒頭に『 総合評価落札方式(標準型) 』
もしくは、『 総合評価落札方式(簡易型) 』であるかを明記する。

(2) 入札条件違反への対応指針について
・ 低入調査等への協力を拒否したことによる入札条件違反について、
対応指針を入札説明書に明記する。

【入札説明書の記載例】

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

なお、事情聴取等に応じないなど調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効にするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正

⑤電子調達システムによる電子契約の開始

(1) 電子調達システムを利用した場合の事業者メリット

- (ア) 「競争参加資格確認資料や入札書の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- (イ) 「電子契約に伴う印紙不要（経費の削減）」
- (ウ) 「請求書類の提出に係る移動・郵送の不要（時間や経費の削減）」
- (エ) 「落札結果や契約書等の保管不要（経費の削減）」

(2) 電子契約について

・造林及び素材生産事業については、令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となったため、入札説明書に記載する。

【入札公告の記載例】

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

また、システムによる契約を可とする。なお、この場合は別冊契約書案によらず、システム上で出力される契約書様式によるものとする。

北海道森林管理局

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

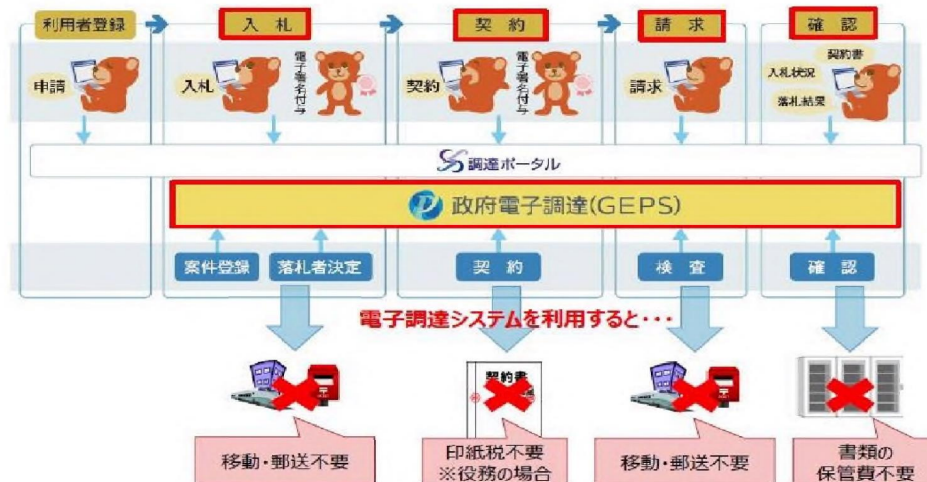
リンク集

ホーム > 公売・入札情報 > 北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

1. 電子調達システムについて

電子調達システムとは、国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



▼北海道局HPより

・電子調達システムとは・・・
国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

▼システムから出力された契約書

【参考例】

造林事業請負契約書

下記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同運営して頂く。

案件名称	別添「事業内訳書」のとおり
案件内容・仕様	別添「事業内訳書」のとおり
契約金額 (税込み)	金 3,245,000 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 235,000 円)
納入期限	令和6年09月06日
契約期間	令和6年06月20日 ~ 令和6年09月06日
納入場所・履行場所	別添「事業内訳書」のとおり
契約保証金	免除
備考	

※電子調達システムを利用した電子契約で出力される契約書と契約約款及び入札公告及び入札説明書で明示している契約書の様式は一致しないことに留意すること。

役務

工事

委託調査、収穫調査、
検知請負等

素材生産事業

造林事業

治山、林道工事

調査測量

さい。

【電子入札実施中】

令和2年7月より、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

【電子入札実施中】

令和2年7月より、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

【電子入札実施中】

令和5年4月より、電子調達システムを利用した発注を開始していますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討ください。

【電子入札実施中】

他のシステム（電子入札システム）により、インターネットを利用した発注を行っています。

お知らせ

備考

【中】

り、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

【中】

り、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

<参考>

電子入札システム
URL : <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>